

事故報告について

1 事故発生時の対応について

事故発生時は、利用者家族等に連絡をするとともに、長寿介護課へFAXにて速やかに第一報（別紙1）を送付してください。なお、他市町の被保険者の場合は、当該市町へも報告が必要です。

FAXは誤送信のリスクがあるので、対象者の個人情報（氏名・住所・生年月日等※被保険者番号は記載）はマスキングのうえ送付してください。なお、他市町の被保険者の場合は、被保険者番号だけでは氏名は特定できませんので、FAX送信後に必ず電話で氏名、生年月日、住所等を連絡してください。

2 事故報告書の作成及び提出について

事故報告書提出の流れ

- ①家族、関係機関への連絡、説明
- ②事故報告書（添書1、別紙1）をFAX（その時点で記入できる範囲での作成）
- ③事故対応の区切りがついたところで、事故報告書（添書2、別紙2）を作成し、長寿介護課に持参又は郵送

3 事故報告の範囲

No.	報告事項区分／報告内容説明
①	<p>サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ケガの程度は外部の医療機関で治療（施設内の同程度の治療を含む。）を受けた場合とします。 なお、事業者側の過失の有無を問いません。 ※擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除きます。 ・上記以外、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とします。 ・「サービスの提供による」とは、送迎・通院中のほか、自損事故も含むものとします。 ・利用者が病気等により死亡した場合であっても、後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告をするものとします。 ※下記の場合は事故報告の対象外とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が乗車していない送迎用の車での交通事故 ・既往症や急な体調の変化での救急対応、緊急受診等、適切な処置を行った場合 ・一方で、迅速な対応が行えなかった、適切な処置ではなかった等の場合は報告が必要です。事故種別のその他「急な体調変化」で報告してください。
②	<p>食中毒及び感染症の発生</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、その他の感染症について、サービス提供に関して発生した場合とします。 ・関連する法に定める届け出義務がある場合は、これに従うものとします。
③	<p>職員（従業者）の法令違反・不祥事件等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の処遇に影響があるものとします。 例、利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失、漏洩⇒FAXの誤送信、郵送書類の誤送付等
④	<p>その他、報告が必要と認められる事故の発生</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・誤薬（違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれ等）の場合は、直ちに医師の判断に基づく指示を受けるとともに、薬品名も含めて報告をしてください。 ・なお、他の利用者の薬を誤って与薬し、結果として与薬できなかった利用者がいた場合は、誤って与薬した方及び与薬しなかった方の両者への対応が必要です。 ・利用者の徘徊・行方不明の場合は、速やかに周辺や心当たりがある場所を探してください。それでも見つからずに外部（警察、地域等）の協力を得たときには報告をしてください。